# く仮称>西荻北2丁目計画 既存建物解体工事に関する要請書

要望の趣旨:現在、「<仮称>西荻北2丁目計画 既存建物解体工事」(資料1参照)なる工事が計画され、2024年12月1日より西荻北2丁目6番2号所在の旧市川氏邸において、解体工事が行なわれようとしています。

しかし、この解体工事には、下記のような違法性が含まれています。

「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」第3条に基づき、解体工事の発注者等に対し、違法行為を犯さないよう指導していただくことを要望いたします。

団体名 西荻ご神木けやきを守る会 共同代表者 熊本 一規

連絡先住所 杉並区西荻北 2-6-12-70

電話 090-9374-5530

共同代表者 桜井 万里子

連絡先住所 杉並区西荻北 2-6-12-507

電話 090-6799-4975

共同代表者 横田 政郎

連絡先住所 杉並区西苑北 2-6-12-606

雪鲑 080-5372-6980

共同代表者 渡辺 康幸

連絡先住所 杉並区西苑北 2-6-12-310

厚錘 090−6704−2993

共同代表者 和田 美智子

連絡先住所 杉並区西荻北 2-8-2

電話 080-6634-0413

記

## 1 旧市川氏邸解体工事の経緯

「旧市川氏邸解体工事」は、昨年も、同じ発注者等により解体工事期間を 2023 年7月3 日~2023 年 10 月 31 日として行なわれました。

しかし、なぜか、解体に伴う産業廃棄物(以下、「産廃」という)がすべて敷地外に搬出されず、コンクリートがら等が現在も残置されています。

そこに、工事期間を 2024 年 12 月1日~2025 年2月 28 日とする新たな解体工事が 計画されているのです。

#### 2 解体業者が産廃を解体することは違法である。

解体業者が解体できるのは、建築物等(=有価物)であり、廃棄物を解体することはできません。廃棄物は、廃棄物処理業の許可を受けた処理業者が処理(収集、運搬、処分等)にあたらなければなりません。

昨年の解体工事では、旧市川氏邸は建物(=有価物)でしたので、解体業者が解体することができました。解体業者による解体事業によってコンクリートがらという産廃が生じましたが、解体業者が排出事業者にあたるので、解体業者がコンクリートがらを敷地外に搬出することができました。

しかし、今年、旧市川氏邸に残存しているコンクリートがらは、すでに産廃になっています。 昨年の「建物の解体工事」によって生じた産廃がずっと残っているのです。ちなみに、10月2 4日に開催された解体工事説明会においても、解体業者の㈱ビルナックスが残存コンクリー トが産廃であることを認めました。

したがって、それを破砕したり搬出したりすることができるのは、産廃処理業者であって、 解体業者ではありません。また、破砕は、廃棄物処理施設で行なわなければならず、旧市川 氏邸(野外)ではできません。

解体業者が破砕や運搬を行なえば、また市川氏邸で破砕を行なえば、廃棄物処理法違反 になります。

### 3 残存コンクリートがらは、産廃であり、不法投棄されている

また、産廃は、一時的に保管することは可能なものの、「産廃の保管基準」を満たしたうえで 保管されなければなりません。

ところが、旧市川氏邸に残存している産廃は、「産廃の保管基準」を守ることなく放置されていますから、産廃が不法投棄されているにほかなりません。

廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法第16条(何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない)違 反であり、刑事罰や行政罰を課せられる重大な違法行為にあたります。

#### 4 解体工事や産廃処理の際に樹木伐採することは違法である

解体工事は、建築物等(=人工物)を解体する工事であり、解体工事業者が解体工事によって「樹木の伐採」を行なうことはできません。また、樹木はいうまでもなく産廃ではありませんから、産廃処理業者が産廃処理として樹木伐採を行なうこともできません。

したがって、解体工事によっても産廃処理によっても、旧市川氏邸にある現存樹木を伐採することは、違法行為にあたります。また、杉並区みどりの条例第9条の現存樹木の保全努力義務に反する違法行為にもあたります。

「<仮称>西荻北2丁目計画 既存建物解体工事」が上記2~4のような違法行為を含むことから、杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱第3条に基づき、解体工事の発注者等に対し、違法行為を犯さないよう指導していただくことを要請する次第です。